令和3年6月1日から新たな

「営業の許可制度」・「営業の届出制度」が始まります

新たな営業許可・営業届出制度の概要

平成30年6月13日に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、令和3年 6月1日から食品の営業許可制度などが大きく変更されます。

改正のポイント

① 営業許可制度の見直し

現行の34の許可業種について、新設や統合などが行われ、32の許可業種に 見直しされます。(許可業種見直しのイメージは裏面をご覧ください。)

② 営業届出制度の創設

許可業種以外でも、食品営業を行う際は、一部の業種を除き、保健所に届出が 必要になります。

③ HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化

許可又は届出が必要な食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理を実施 しなければなりません。(食品衛生責任者の設置も必要となります。)

新たな許可業種・届出業種

許可業種(32業種)

1.飲食店営業

2.調理機能を有する自動販売機 により食品を調理し、調理された

食品を販売する営業(※1)

3.食肉販売業(※2)

4.魚介類販売業(※2)

5. 魚介類競り売り営業

7.乳処理業 6.集乳業

8.特別牛乳搾取処理業

9.食肉処理業

10.食品の放射線照射業

11.菓子製造業

12.アイスクリーム類製造業

13.乳製品製造業

14.清涼飲料水製造業

15.食肉製品製造業

16.水產製品製造業

17. 氷雪製造業

18.液卵製造業

19.食用油脂製造業

20.みそ又はしょうゆ製造業

21.酒類製造業

22.豆腐製造業

23.納豆製造業

24.麺類製造業

25.そうざい製造業

26.複合型そうざい製造業

29.漬物製造業

28.複合型冷凍食品製造業

27.冷凍食品製造業

30.密封包装食品製造業

31.食品の小分け業

32.添加物製造業

- (※1)屋内設置等一定の要件を満たす場合は除く(営業届出業種になります)
- (※2)仕入れた包装品のままの状態で販売する場合は除く(営業届出業種になります)

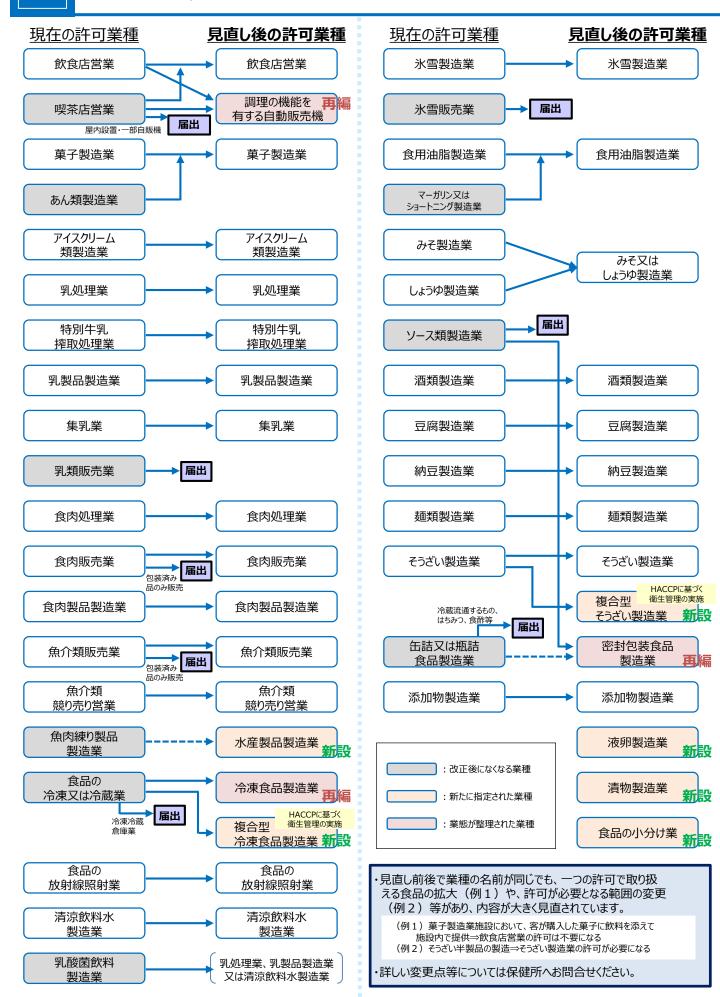
届出対象外業種(許可も届出も不要です。)

- 食品又は添加物の輸入をする営業
- 2 食品又は添加物の貯蔵又は運搬業 (冷凍、冷蔵の貯蔵業は営業届出業種)
- 常温包装品の販売業
- 器具・容器包装の製造業(合成樹脂製の器具・容器包装の製造は営業届出業種)
- 5 器具・容器包装の輸入又は販売業

上記の「許可業種」と「届出対象外業種」以外の業種が、すべて届出業種となります。

※許可業種とあわせて届出業種を営んでる場合は、営業許可とは別に届出も必要です。

許可業種見直しのイメージ



営業許可制度の見直し・営業届出制度創設に伴う 経過措置期間について

今回の法改正では、新たな許可制度が施行され、現在営業している営業者であっても、原則新規で許可 を取得するか届出を行う必要があります。ただし、営業者の事業継続に配慮し、営業者の業種等に応じて、 以下の例のように一定期間、新規許可の申請を猶予するなどの経過措置がとられています。

なお、令和3年6月1日以降に新たに営業を開始する場合は経過措置の対象とならず、営業開始まで に新制度に基づく許可又は届出が必要になります。

現在、営業許可(例:飲食店営業)を取得しており、令和3年6月1日以降も引き続き営業する 場合(新制度においても許可業種となる営業の場合)

【許可取得日】

【施行日】 【有効期間満了日】 令和3年6月1日 令和9年4月30日

経過措置期間

旧食品衛生法に基づく飲食店営業の許可

新食品衛生法に基づく 飲食店営業の許可

〇現在取得している許可の有効期間の満了(上の例では令和9年5月31日)まで、新規の許可取得は不要です。

○有効期間の満了日までに、新たな許可制度に基づく新規の許可申請を行い、許可を取得する必要があります。

現在、許可不要の営業を行っており、令和3年6月1日以降も引き続き営業する場合 例 2 (新制度において新たに許可業種又は届出業種となる営業の場合)

〔許可業種となる場合〕

令和3年5月1日

【施行日】 令和3年6月1日 【経過措置期間満了日】

令和6年5月31日

経過措置期間 (3年間)

漬物製造業(許可不要)

経過措置期間中に新食品衛生法に 基づく許可を取得

新食品衛生法に基づく漬物製造業 の許可

○令和3年6月1日の時点で既に営業している方に関しては、営業許可の取得に3年間の猶予期間があります。

〔届出業種となる場合〕

【施行日】 令和3年6月1日 【経過措置期間満了日】 令和3年11月30日

経過措置期間

(6か月)

青果物販売業 (許可不要)

経過措置期間中に

新食品衛生法に基づく届出

新食品衛生法に基づく届出

○令和3年6月1日の時点で既に営業している方に関しては、6か月間の猶予期間があります。

現在、営業許可(例:乳類販売業)を取得しており、令和3年6月1日以降も引き続き営業する 例3

【施行日】

場合(新制度において届出業種となる営業の場合)

【有効期間満了日】

令和3年6月1日

令和9年5月31日

旧食品衛生法に基づく 乳類販売業の許可

新食品衛生法に基づく届出

施行日に届出したものとみなされます

○令和3年6月1日に届出したものとみなされるため、新たな営業の届出は不要です。

営業届出制度について

営業許可の対象でない場合であっても、保健所への届出が必要となる場合があります。

・食品衛生法の改正により、原則として食品を取り扱う全ての営業者に「HACCPに沿った衛生管理」の取組みが求められることになりました。営業届出制度は、この衛生管理の対象を把握するための新たな仕組みです。

営業届出の概要

届出の対象者

・下図の「①許可業種」と「③届出対象外業種」以外の業種が「②届出業種」となり、その営業者は、保健所に届出をする必要があります。なお、許可業種とあわせて届出業種を営んでる場合は、営業許可とは別に届出も必要です。

届出時期

- ・営業届出制度は**令和3年6月1日**から始まります。
- ・すでに営業中の営業者は令和3年11月30日までに届出が必要です。
- ・令和3年6月1日以降に営業を始める場合は、営業開始前に届出が必要です。

手続き・衛生管理

- ・届出は許可と異なり、手数料はかからず、有効期間がないため更新の必要はありませんが、届出事項に変更があった場合や廃業した場合は、保健所への届出が必要です。
- ・許可とは異なり施設基準の要件はありませんが、「HACCP に沿った衛生管理」を行わなければならず、「食品衛生責任者」の設置も必要です。

〔届出が必要な営業(②が届出の対象)〕

1許可業種

飲食店営業、菓子製造業、冷凍食品製造業、そうざい製造業など 32 業種

②届出業種

- ①食品衛生法の要許可業種と
- ③届出対象外業種 届出の対象

以外の業種が

(例)野菜果物販売業、菓子種製造業、 食肉販売業(包装品のみの取扱い)、 食品販売業(弁当等)、集団給食 など

③届出対象外業種

食品又は添加物の輸入をする営業、運搬業、容器包装に入った長期間常温で保存可能な食品の販売など

〔許可と届出の違い〕

手続き等	許可	届出		
手数料	0	ı		
更新手続き	0	1		
変更、廃業の届出	0	0		
営業施設の基準	0	_		
衛生管理の基準 (食品衛生責任者の設 置、HACCP に沿った衛 生管理など)	0	0		

※合成樹脂製の器具・容器包装の製造事業者は、別途 GMPによる製造管理が制度化されたため食品衛生責任者 の設置、HACCPに沿った衛生管理の対象外です。

●問い合わせ先(保健所生活衛生監視事務所) ●

名称	電話番号	所在地	担当区域
北部生活衛生監視事務所	06-6313-9518	北区扇町2-1-27(北区役所2階)	北区・都島区・淀川区・東淀川区・旭区
西部生活衛生監視事務所	06-6576-9240	港区市岡1-15-25(港区役所4階)	福島区・此花区・西区・港区・大正区・西淀川区
東部生活衛生監視事務所	06-6267-9888	中央区久太郎町1-2-27 (中央区役所3階)	中央区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区 ・城東区・鶴見区
南東部生活衛生監視事務所	06-6647-0723	阿倍野区旭町1-1-17 (サンビル阿倍野 3 階)	阿倍野区・東住吉区・平野区
南西部生活衛生監視事務所	06-4301-7240	住之江区浜口東3-5-16 (住之江区保健福祉センター分館)	住之江区·住吉区·西成区